

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府綾部市栗町沢115番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	綾部トーヨーゴム株式会社 代表取締役 浄慶哲志					
事業者の主たる業種	ゴム製品製造業・プラスチック製品製造業					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	①私たちは、東洋ゴム㈱の従業員が参加する『東洋ゴムグループ環境保護基金』活動を1992年から展開しており、この基金を大阪コミュニティ財団を通じて活用し、地球環境と地球環境の保護に貢献します。②ゴム製品・プラスチック製品の生産活動、製品開発及びサービスを通じて、環境負荷の削減を継続的に取組み、自然環境との調和及び、地域社会との共生を大切に、環境管理活動を推進することを重要課題として取り組みを進めます。					
推進体制	東洋ゴム工業株式会社兵庫事業所と綾部トーヨーゴム株式会社にある組織すべてを対象に、環境管理委員会を設置し、環境方針に基づき、環境の維持・継続的改善を推進している。					
	環境マネジメントシステム名称	JSAE044 (ISO14001)				
	適用範囲	社内にある組織すべて				
取得年月日	平成11年6月23日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～22	製造課	生産の効率化による省エネの推進			
	20～22	製造課・設備課	省エネルギー設備（モーター・照明設備・熱交換器など）の導入推進。			
	20～22	全部署	蒸気暖房・エアコンの温度管理、照明機器の消灯等の節電推進			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	1,174 t	1,105 t	-5.9 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 1,174 t	*2 1,105 t	-5.9 %		
	目標設定の考え方	CO ₂ 年間2%削減を目標に、平成20～22年度において省エネ対策等の計画を立案・実行する。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）		目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1 1,174 t		(12)-(13) 1105 t	-5.9 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	東洋ゴム㈱の従業員が参加する『東洋ゴムグループ環境保護基金』活動を1992年から展開しており、この基金を大阪コミュニティ財団を通じて活用し、地球環境と地球環境の保護に貢献している。					
特記事項	平成11年6月にISO14001の登録を行い、省資源、省エネルギーなどの改善活動を推進している。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。